

## 基本料金表

介護老人保健施設コスモス苑  
2018年4月1日

☆基本加算項目

(円:目安)

項目	単位数	単価	内容
①栄養マネジメント加算	15	円/日	管理栄養士が継続的に栄養管理をした場合
②夜勤職員配置加算	25	円/日	厚生労働省が定める夜勤を行う職員の配置条件を満たしている
③サービス提供体制加算(Ⅲ)	7	円/日	職員の総数のうち、勤続年数三年以上の占める割合が30%以上であること
④短期集中リハビリテーション加算	247	円/回	理学療法士等が入所日から3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリを実施した場合
⑤口腔衛生管理体制加算	31	円/月	歯科医師による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導が月1回以上行われている場合

・その他加算(ご利用者様の状況により加算される項目)

項目	単位数	単価	内容
初期加算	31	円/日	入所した日から30日間に限り算定
認知症短期集中リハビリテーション加算	247	円/回	認知症の方に理学療法士等が入所日から3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリを実施した場合(週3日限度)
若年性認知症入所者受入加算	124	円/日	若年性認知症の方を受け入れた場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	48	円/日	在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認等で指標数値が70以上の値が取れている場合
外泊加算	372	円/日	外泊時に所定のサービス費に代えて算定(外泊初日と最終日を除く)
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	463	円/回	入所前又は入所後7日以内に居宅訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	493	円/回	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)を満たし、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
退所時指導加算	411	円/回	退所時に退所後の療養上の指導を実施した場合
退所時情報提供加算	514	円/回	退所後の主治医に対して、文書にて診療状況等を示した場合
退所前連携加算	514	円/回	退所前に在宅担当の介護支援専門員へ必要な調整を行った場合
老人訪問看護指示加算	309	円/回	退所時に訪問看護指示書を交付した場合
経口移行加算	29	円/日	経管摂食者に経口摂食をすすめるために、医師の指示に基づき栄養管理を行う場合
経口維持加算(Ⅰ)	411	円/月	継続して経口摂食をすすめている場合に、医師の指示に基づき栄養管理を行う場合
経口維持加算(Ⅱ)	103	円/月	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合で、食事の観察や会議等に医師、歯科医師又は言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理体制加算	113	円/月	口腔衛生管理体制加算を算定している、歯科医師による口腔ケアが月4回以上行われている場合
療養食加算	7	円/回	医師の指示に基づき療養食を提供した場合(1日3回限度)
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	242	円/日	肺炎、尿路感染、帯状疱疹を策定した時に投薬、検査、注射処置等を行った場合
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	488	円/日	肺炎、尿路感染、帯状疱疹の診断(根拠)を感染症対策に関する研修を受講した医師が行い、投薬、検査、注射処置等を行った場合
認知行動・心理状態緊急対応加算	206	円/日	医師の判断により認知症の行動・心理状態が認められる方が在宅から入所された場合(7日限度)
介護職員処遇改善加算		円/回	算定した介護報酬単位の3.9%に相当する単位数から得られる金額
緊急時治療管理	525	円/回	緊急的な治療管理を行った場合(月に1回3日を限度)
特定治療		円/回	特定治療を行った場合
認知症情報提供加算	360	円/回	認知症疾患医療センター等に認知症の鑑別診断目的で入所を紹介した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算	129	円/回	6種類以上の内服薬の処方が、退所時において1種類以上減少させた場合
排泄支援加算	103	円/月	利用者が希望し、医師(連携した看護師)が排泄にかかる要介護状態を軽減できると判断した場合
褥瘡マネジメント加算	11	円/月	褥瘡のリスクがあると判断され、関連職種が褥瘡管理を行う場合
低栄養リスク改善加算	309	円/月	経口移行・経口維持加算を算定していないが栄養リスクが高である場合で関連職種が栄養管理を行う場合(要週5回以上の観察)
再入所時栄養連携加算	411	円/回	医療機関に入院後、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となり再入所となった場合
在宅サービス利用時の費用	822	円/日	外泊時に施設により提供される在宅サービスを利用した場合(外泊初日と最終日を除く)外泊時費用を算定している場合は不可
地域連携診療計画情報提供加算	309	円/回	医師診療点数表の特定の管理料又は指導料を算定して保険医療機関を退院した入所者に対し、当該保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を行うとともに、入所者の同意を得て退院した翌月までに、地域診療計画管理料を算定する病院に当該入所者のに係る診療情報を文書により提供した場合(1回限度)

・その他費用(該当者のみ)

洗濯代	170	円/日	1ヶ月30日の場合、5,100円
理容代	2,400	円/回	希望者のみ
学習療法	2,160	円/月	希望者のみ
文書料	3,240	円/月	入所証明書、健康診断書等

●特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費に関する居住費(滞在費)及び食費の基準費用額及び負担限度額については別紙1を参照